

札幌市告示第 1971 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定したので、同法第15条の17第2項の規定により、下記のとおり告示する。

区域の範囲を表示した図面及び地番等は札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成26年（2014年）7月17日

札幌市長 上田 文雄

記

廃止した最終処分場の種類	廃止済産業廃棄物管理型最終処分場
指定番号	産-31
所在地	札幌市南区滝野19番1の一部
埋立地の区分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第2号に該当するもの